

貸借対照表

平成18年5月31日 現在

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	129,230	【 流 動 負 債 】	22,944
現 金 及 び 預 金	121,704	未 払 費 用	12,198
前 払 費 用	935	未 払 法 人 税 等	8,279
繰 延 税 金 資 産	1,455	未 払 消 費 税 等	776
そ の 他	5,134	預 り 金	1,690
【 固 定 資 産 】	30,549	【 固 定 負 債 】	4,826
(有 形 固 定 資 産)	957	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,826
車 両 運 搬 具	337	負 債 合 計	27,770
工 具 器 具 備 品	619	純 資 産 の 部	
(無 形 固 定 資 産)	1,821	【 株 主 資 本 】	132,008
ソ フ ト ウ ェ ア	1,470	資 本 金	10,000
電 話 加 入 権	351	利 益 剰 余 金	122,008
(投 資 そ の 他 の 資 産)	27,769	そ の 他 利 益 剰 余 金	122,008
出 資 金	10,000	繰 越 利 益 剰 余 金	122,008
差 入 保 証 金 敷 金	15,565	純 資 産 合 計	132,008
繰 延 税 金 資 産	1,963	負 債 純 資 産 合 計	159,779
そ の 他	240		
資 産 合 計	159,779		

(当 期 純 利 益 金 額 23,633)

注記表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項】

1. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
なお、当期については貸倒実績率がゼロのため、貸倒引当金は計上しておりません。
- (2) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (2) 消費税等の会計処理方法……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

4. 会計方針の変更

当事業年度より下記の会計基準を適用しております。

- (1) 固定資産の減損に係る会計基準
「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成14年8月9日 企業会計審議会)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(平成15年10月31日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第6号)
- (2) 役員賞与に関する会計基準
「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日 企業会計基準委員会 企業会計基準第4号)
- (3) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第8号)
なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 132,008千円であります。
- (4) 株主資本等変動計算書に関する会計基準
「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会 企業会計基準第6号)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第9号)

なお、上記の会計基準の適用による損益に与える影響はありません。